

民間競争入札実施事業
「刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）」の
実施状況報告について（令和4年度）

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

1. 事業の概要

事業主に対して刑務所出所者等の雇用に係る啓発・支援を実施し、刑務所出所者等のために求人を確保するとともに、事業主からの要望や刑務所出所者等の就業状況を把握する。

(1) 業務内容

ア 啓発・支援業務

協力雇用主及び人手不足分野の事業主その他刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主を対象に、対象求人の確保に資することを目的として、啓発・支援業務を実施する。

イ 求人開拓業務

協力雇用主及び人手不足分野の事業主その他刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主からの対象求人（①事業実施対象地域内に所在する事業所のものであること、②事業実施対象地域内を就業地とするものであること、③原則として、雇用保険一般被保険者となることが見込まれるものであること及び④刑務所出所者等就労支援事業専用求人であること。）の開拓業務を実施する。

ウ 情報収集業務

対象情報（①刑務所出所者等の雇用に関する事業主の要望、②対象事業主に雇用されている刑務所出所者等の就労状況及び③その他厚生労働省が刑務所出所者等の就労支援のために必要と認める情報）の収集業務を実施する。

エ 関係機関との連携

関係機関（労働局、公共職業安定所、矯正施設、保護観察所その他の刑務所出所者等を支援する団体等）と連携・協力して本事業を実施する。また、啓発・支援業務及び求人開拓業務の詳細な実施方法等について、

関係機関と必要な調整を行う。

(2) 事業の目的

厚生労働省と法務省との連携のもと、各地域の刑務所などの矯正施設、保護観察所などの更生保護関係機関と都道府県労働局、ハローワークとの連携体制を強化して、刑務所出所者等に対する就労支援を実施しているところ、本事業は、その取組の一環として、刑務所出所者等の雇用の促進と刑務所出所者等を雇用する事業主の支援の充実を図ることを目的とする。

(3) 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 受託事業者

- ①東京都分：特定非営利活動法人 東京都就労支援事業者機構
- ②神奈川県分：特定非営利活動法人 神奈川県就労支援事業者機構
- ③愛知県分：特定非営利活動法人 愛知県就労支援事業者機構
- ④大阪府分：特定非営利活動法人 大阪府就労支援事業者機構
- ⑤福岡県分：特定非営利活動法人 福岡県就労支援事業者機構

(5) 実施状況の評価期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(6) 受託事業者決定の経緯

令和4年度刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）に関する民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、一般競争入札（総合評価落札方式）を実施した。令和4年3月1日に開札した結果、実施対象地域ごとに1者の応札があり、予定価格の範囲内であったことから、当該者を落札者として決定した。

2. 確保すべき質の達成状況及び評価

(1) 業務履行の遵守

- 1) 水準：本事業の実施に当たっては、実施要項のほか仕様書に沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。
- 2) 結果：適切に実施された。
本業務の実施に当たり、民間事業者は、業務の実施要領のほか、仕様書に沿った業務の実施を行った。

(2) 事業の目標及び結果

1) 水準：本事業の実施に関して確保されるべき質を確保するため、それぞれに示す数値のとおり要求水準を設定する。

2) 結果：令和4年度の実績は以下のとおり。

実施対象地域名	接触事業者数		開拓求人数	
	目標値	実績	目標値	実績
東京都	3,000 者	5,022 者	1,500 人	4,192 人
神奈川県	1,500 者	1,978 者	1,000 人	1,819 人
愛知県	1,500 者	1,834 者	1,000 人	1,638 人
大阪府	3,000 者	6,035 者	1,500 人	2,676 人
福岡県	1,500 者	1,897 者	1,000 人	1,606 人

(3) 評価

協力雇用主及び刑務所出所者等の雇用が見込まれる事業主に対して、対面や電話等の方法により接触を図った結果、すべての実施対象地域において、接触事業者数、開拓求人数ともに目標を達成している。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全体の求人数が減少傾向にあることを踏まえると、実施要項に定めた事業の実施により確保されるべき質を満たしていると評価できる。

3. 実施経費の状況及び評価

(東京)

従前経費（税抜）（元年度）	14,923,094 円
実施経費（税抜）（4年度）	14,010,000 円
増減額	▲913,094 円
増減率	▲6.1%

(神奈川)

従前経費（税抜）（元年度）	8,976,297 円
実施経費（税抜）（4年度）	8,588,429 円
増減額	▲387,868 円
増減率	▲4.3%

(愛知)

従前経費（税抜）（元年度）	8,976,297 円
実施経費（税抜）（4年度）	8,500,000 円
増減額	▲476,297 円
増減率	▲5.3%

(大阪)

従前経費（税抜）（元年度）	14,081,567 円
実施経費（税抜）（4年度）	13,860,000 円
増減額	▲221,567 円
増減率	▲1.6%

(福岡)

従前経費（税抜）（元年度）	9,144,603 円
実施経費（税抜）（4年度）	8,500,000 円
増減額	▲644,603 円
増減率	▲7.0%

市場化テスト導入前（令和元年度）と導入後（令和4年度）の契約額を比較した結果、全体で、2,643,429 円、4.7%の減額となった。

4. 外部有識者からの評価

本事業の調達に当たっては、外部有識者等により構成される「一般会計特別会計公共調達委員会」において、契約方法の妥当性等の審査を毎年度受けており、令和4年度の評価は「問題なし」となっている。

また、厚生労働省内で開催された雇用保険二事業懇談会（※）において、経営者団体、民間企業等の代表者により、厳格な目標管理及び評価が毎年度行われており、令和4年度の評価は「d 評価」（廃止又は抜本的見直し）となったものの、課題等を次年度の予算要求に反映し、事業を継続することとなっている。

※ 雇用保険二事業の財源を拠出する使用者の代表により構成され、本事業を含む雇用保険二事業の各事業について、毎年度、目標の妥当性、実績等を厳格に審査し、目標を達成していない事業については、「廃止又は抜本的見直し」などの評価を行うもの。

5. 全体的な評価

本事業の実施状況については以下のとおりである。

- ① 事業実施期間中に受託事業者が業務改善を受けることや、業務に係る法令違反行為等は無かった。
- ② 厚生労働省職業安定局において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（公共調達委員会、雇用保険二事業懇談会）を備えている。
- ③ 入札にあたり、公告期間の延長、実績に係る評価基準の変更等を行った上で競争入札を実施したが一者応札であった。

- ④ 対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標は、すべての実施対象地域において、接触事業者数、開拓求人数ともに目標を達成しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全体の求人数が減少傾向にあることを踏まえると、実施要項に定めた事業の実施により確保されるべき質を満たしていると評価できる。
- ⑤ 市場化テスト導入前と導入後の契約額を比較した結果、2,643,429 円の減額となった。

6. 今後の事業

本事業の市場化テスト導入は今期が3期目であるが、新規参入するための体制構築の負担が参入障壁となっており、競争性に課題が残るものの、令和4年6月に開催された官民競争入札等監理委員会において、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めず、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」の基準を満たしているものとして、令和4年度事業をもって市場化テスト終了となることとなったところである。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き、法の趣旨に基づき、厚生労働省自ら公共サービスの質の維持向上及びコスト削減等を図る努力をしてまいりたい。

民間競争入札実施事業
「刑務所出所者等就労支援事業（支給業務等）」の
実施状況報告について（令和4年度）

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

1. 事業の概要

刑務所出所者等就労支援事業のうち、職場体験講習、試行雇用助成金、セミナー及び事業所見学会に要する経費の支給等を委託する。

(1) 業務内容

ア 職場体験講習実施奨励金の審査及び支給

刑務所出所者等に職場体験講習を行う事業主に対して、必要な給付処理（事業主に対して、職場体験講習実施奨励金を支給することを含む。）を実施する。

イ 職場体験講習受講援助費の審査及び支給

職場体験講習を受講する刑務所出所者等（以下「受講生」という。）に対して、必要な給付処理（刑務所出所者等に対して、職場体験講習受講援助費を支給することを含む。）を実施する。

ウ 傷害賠償責任保険の加入

受託者は、受講生が受講中及び通所途上に事故等により怪我をした場合及び受講生が受講中に講習実施者等に損害を与えた場合に備えて、傷害賠償責任保険に加入する。

エ 試行雇用助成金の審査及び支給

刑務所出所者等を試行的に雇用する事業主に対して、必要な給付処理（事業主に対して、試行雇用助成金を支給することを含む。）を実施する。

オ セミナー及び事業所見学会の必要経費の審査及び支給

(ア) セミナー

公共職業安定所、保護観察所又は矯正施設が企画・実施する刑務所出所者等を聴講者とするセミナー実施に係る費用の支払いを行う。

(イ) 事業所見学会

公共職業安定所、保護観察所又は矯正施設が企画する刑務所出所者

等を対象とする事業所見学会の実施に係る経費の支払いを行う。

(2) 事業の目的

厚生労働省と法務省との連携のもと、各地域の刑務所などの矯正施設、保護観察所などの更生保護関係機関と都道府県労働局、ハローワークとの連携体制を強化して、刑務所出所者等に対する就労支援を実施しているところ、本事業は、その取組の一環として、刑務所出所者等の雇用の促進と刑務所出所者等を雇用する事業主の支援の充実を図ることを目的とする。

(3) 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 受託事業者

株式会社キャリアプランニング

(5) 実施状況の評価期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(6) 受託事業者決定の経緯

令和4年度刑務所出所者等就労支援事業（支給業務等）に関する民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、一般競争入札（最低価格落札方式）を実施した。令和4年3月1日に開札した結果、2者の応札があり、2者ともに予定価格の範囲内であったことから、最低価格落札方式により落札者を決定した。

2. 確保すべき質の達成状況及び評価

(1) 業務履行の遵守

1) 水準：本業務の実施に当たっては、実施要項のほか厚生労働省が示す定めに沿った対応をし、業務の履行を遵守すること。

2) 結果：適切に実施された。

本業務の実施に当たり、民間事業者は、業務の実施要領のほか、実施計画に沿った業務の実施を行った。

(2) 適正な審査及び支給・不支給決定

1) 水準：各支給業務においては、支給申請書等の提出された書類について十分な審査を行い、迅速かつ適正に支給又は不支給の決定を行う

こと。

2) 結果：適切に実施された。

本事業の実施に当たり、民間事業者は詳細な審査方法等について厚生労働省と調整を行い、迅速に業務を進めた。

(3) 迅速な支給・不支給決定

1) 水準：トライアル雇用結果報告書兼試行雇用助成金支給申請書を受理してから6週間以内の支給・不支給決定が80%以上であること。

2) 結果：達成

トライアル雇用結果報告書兼試行雇用助成金支給申請書を受理してから6週間以内の支給・不支給決定が100%であった(18件/18件)。

(4) 評価

確保すべき質に係る目標については、全て達成された。

3. 実施経費の状況及び評価

従前経費(税抜)(元年度)	7,183,282円
実施経費(税抜)(4年度)	4,927,570円
増減額	▲2,255,712円
増減率	▲31.4%

※各年度の契約額から消費税及び助成金等の支給経費を除いた金額。

※従前経費は、事業分割前の経費から当該事業以外の経費を除いた金額。

市場化テスト導入前(令和元年度)と導入後(令和4年度)を比較して実質2,255,712円、31.4%の減額となった。

4. 外部有識者からの評価

本事業の調達に当たっては、外部有識者等により構成される「一般会計特別会計公共調達委員会」において、契約方法の妥当性等の審査を毎年度受けており、令和4年度の審査結果は「条件付き」(更なる一者応札への対応を検討すること。)とされ、事業者への周知等に取り組んだ結果、複数者応札となった。

また、厚生労働省内で開催された雇用保険二事業懇談会(※)において、経営者団体、民間企業等の代表者により、厳格な目標管理及び評価が毎年度行われており、令和4年度の評価は「d評価」(廃止又は抜本的見直し)となったものの、課題等を次年度の予算要求に反映し、事業を継続することとなっている。

※雇用保険二事業の財源を拠出する使用者の代表により構成され、本事業を含む雇用保険二事業の各事業について、毎年度、目標の妥当性、実績等を厳格に審査し、目標を達成していない事業については、「廃止又は抜本的見直し」などの評価を行うもの。

5. 全体的な評価

本事業の実施状況については以下のとおりである。

- ① 事業実施期間中に受託事業者が業務改善を受けることや、業務に係る法令違反行為等は無かった。
- ② 厚生労働省職業安定局において、実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み（公共調達委員会、雇用保険二事業懇談会）を備えている。
- ③ 入札にあたり、公告期間の延長、仕様書の見直し等を行った上で競争入札を実施した結果、複数者応札となった。
- ④ 確保すべき質に係る目標については、全て達成された。
- ⑤ 市場化テスト導入前と導入後の契約額を比較した結果、2,255,712円の減額となった。

6. 今後の事業

本事業は、市場化テスト3期目であるところ、入札関係書類の見直しや事業主への丁寧な説明に努めた結果、新規2者からの応札があり、競争性が確保された。この入札結果も考慮し、令和4年6月に開催された官民競争入札等監理委員会において、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」の基準を満たしているものとして、令和4年度事業をもって市場化テスト終了となることとなったところである。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き、法の趣旨に基づき、厚生労働省自ら公共サービスの質の維持向上及びコスト削減等を図る努力をしてまいりたい。